

高知県安全教育プログラム

第1章 総論

I 子どもの命を守る安全教育とは

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きるうえで最も基本的かつ不可欠なことである。安全が確保された状態とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。そのためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、全ての人々が自他の生命を尊重し、安全を最優先していくという気風や気質を育てていくことが重要である。

児童生徒等が心身ともに健やかに育つことは、時代を超えて全ての人々の願いである。

児童生徒等は守られるべき対象であることに止まらず、生涯にわたり自らの安全を確保するための基礎的な素養や、社会の安全に貢献できることのできる資質や能力を育てていくことが求められる。また、安全意識を高く持つ児童生徒等が次世代の社会を構成し、さらにその次の世代へと安全意識の気風が伝達していくことを切に願う。児童生徒等一人一人が、自ら考え主体的に行動する力を育成することが何よりも重要である。一方、自分の身は自分で守る力が育まれるためには、地域社会が子どもたちを見守り支えるという教育的環境が必要となる。

こうしたことから、学校における安全教育は、児童生徒等の命を守るうえで欠かすことのできない最も重要な教育活動である。

1 安全教育の位置付け

安全教育は、安全管理、組織活動とともに学校安全の主要な活動の一つである。

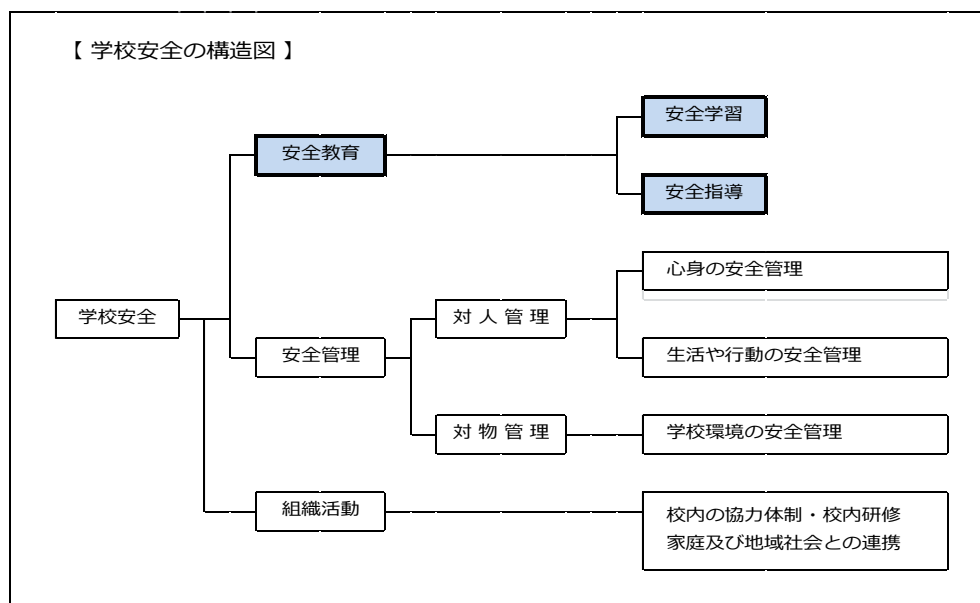
「安全教育」には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面がある。また、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面がある。両者は、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

「安全管理」は、児童生徒等を取りまく環境を安全に整えることを目指すもので、児童生徒等の心身の状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる「対人管理」と、学校環境の管理である「対物管理」から構成され、安全教育と関連付けて行われるものである。

「組織活動」は、学校安全の両輪である安全教育と安全管理を円滑に進めるために、校内の協力体制、教職員の研修、地域や関係機関・団体等との連携等の体制整備である。

平成20年6月18日「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布され、従来の「学校保健法」が改正され、「学校保健安全法」として平成21年4月1日から施行されている。これにより、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理等に関し必要な事項が定められ、学

校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することとされている。



2 三段階の危機管理

児童生徒等の安全を守るための取組を進めていくためには、安全教育と安全管理の両面に対し、下記の三段階の危機管理に対応した取組を行うことが必要である。

1) 日常（事前）の危機管理

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理

2) 発生時の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理

3) 発生後の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理

3 安全教育の三領域

安全教育が対象とする領域は、「災害安全」「交通安全」「生活安全」の3つの領域である。

「災害安全」では、地震・津波、火山活動、風水（雪）害、雷などの自然災害をはじめ、火災や原子力災害等が含まれる。この中で、本プログラムにおいては、本県に影響が大きい災害（火山活動、原子力災害以外）を中心に扱う。

「交通安全」には、道路の歩行や自転車の乗り方など様々な交通場面における危険と安全が含まれる。また、近年の児童生徒等を取り巻く交通事故の状況を踏まえ、被害者になることだけでなく加害者にならないようにする視点も必要である。

「生活安全」には、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱う。児童生徒等が不審者による危害を加えられる事件もあることから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つである。

II 安全教育・安全管理・組織活動

1 安全教育

安全教育は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他者や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指している。

地震・津波等の自然災害における被害を最小限にすることや事件・事故の発生を抑えるためには、心身の発育発達段階における特徴を考慮して、安全教育の内容や進め方を検討する必要がある。

自分の命を守るだけでなく、他人の安全や安心を守り、さらには、安全な社会づくりに貢献する心を養うためには、安全に関する知識と行動力を身に付けていくことが望まれる。

(1) 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりへ参加し貢献できる力と態度を養うことにある。

本県において、安全教育を通して身に付けさせたい力と心は以下の3つである。

自分の命を守りきる力【行動力】

日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、回避するとともに、事件・事故災害に遭遇した際に、自らの安全を確保し、危険な環境を改善することができる力

知識を備え正しく判断する力【知識・判断】

「災害安全」「交通安全」「生活安全」について必要な知識を身に付け、日常生活の様々な場面で発生する危険を予測し、自ら回避するための的確に判断し、意思決定できる力

地域社会に貢献する心【心（態度）】

自他の生命を尊重するとともに郷土を愛し、地域社会の一員として、自分の住む地域の安全のために、自ら進んで安全活動に取り組もうとする心（態度）

(2) 各発達段階等における安全教育の重点

安全教育の目標を達成していくためには、児童生徒等の各発達段階等に応じた取組が重要となる。各発達段階において、行動の仕方や身に付けさせたい力や態度がそれぞれ異なり、生命尊重の捉え方や安全活動への関わり方も変化していく。それぞれの発達段階に応じた適切な内容・方法により指導を行っていくことで、安全に対する力と態度が培われていく。

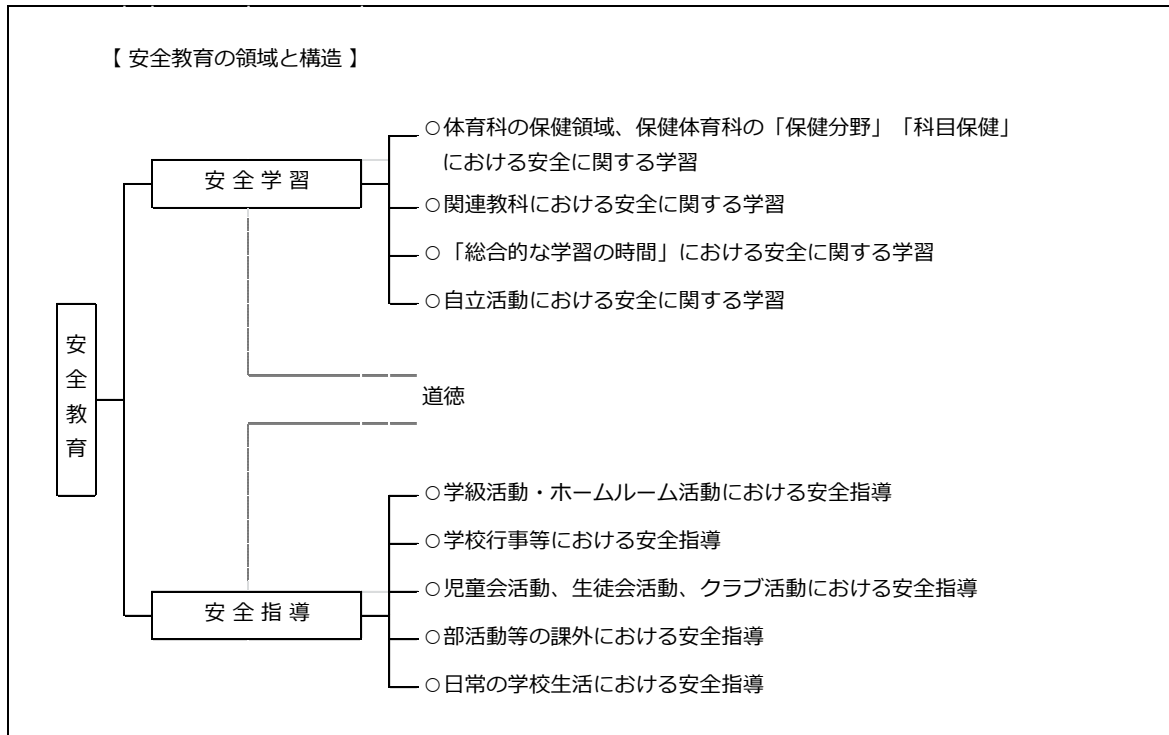
以下に各発達段階等における安全教育の重点を示す。

各 発 達 段 階 等 に お け る 安 全 教 育 の 重 点		
小学生	低学年	① 安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付き自ら安全な行動をとることができる。 ② 危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡する。指示に従うなど適切な行動ができる。
	中学年	「災害安全」「生活安全」「交通安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができる。
	高学年	① 中学年まで学習した内容を一層深めることができる。 ② 様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動をとることができる。 ③ 自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りできる。 ④ 簡単な応急手当ができる。
中学生	① 小学校までに学習した内容をさらに深めることができる。 ② 交通安全や日常の安全に関して安全な行動をとることができる。 ③ 応急手当の技能を身に付けることができる。 ④ 防災への日常の備えや的確な避難行動ができる。 ⑤ 他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感を持つことができる。 ⑥ 学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについて理解を深め、参加することができる。	
高校生	① 自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深めることができる。 ② 心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当てが実践できる。 ③ 安全で安心な社会づくりの重要性を認識し、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できる。	
児童生徒等 障害のある	① 児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したりできる。 ② 必要な場合には救助を求めたりすることができる。	

(3) 教育課程における安全教育

学校における安全教育には、「安全学習」の側面と「安全指導」の側面があり、教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。主として取り扱われる教科・領域等は、以下のとおりである。

なお、安全学習と安全指導は、重複なく明確に区別されるものではなく、例えば、安全指導において、児童生徒が自主的活動を行うことや意思決定、行動選択を扱うことなどが考えられる。



中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成 20 年 1 月）では、今後における教育の在り方の方向として、引き続き「生きる力」が位置付けられた。答申では、「生きる力」として、『基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力』があげられている。このことからわかるように、「生きる力」で目指す資質や能力は、安全教育で目指す「自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力」と同じ方向を示すものといえ、「生きる力」の涵養にとっても安全教育の充実が不可欠といえることができる。

この答申を踏まえた、平成 20 年度の小・中学校、平成 21 年度の高等学校の改訂後の学習指導要領では、その総則第 1 款の 3 において「安全に関する指導」について新たに規定され、関連する教科等においても安全に関する指導の観点から内容の充実が図られ、学校の教育活動全体を通じて行われなければならないとされている。

各教科における安全学習については、教科「体育」及び「保健体育」を中心に、系統的に進めていく必要がある。特に、事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当など、保健の学習において計画的に実施されなければならない。また、他の教科においても、その特性に応じて、災害安全・交通安全・生活安全に関する安全学習を行ったり、必要に応じて学習活動を安全に行うための安全指導を行ったりすることになる。

以上のことから、安全に関する指導は、学習指導要領における各教科等の内容との関連から、例えば次のような内容が考えられる。

①小学校

- 教科「体育」においては、第5学年の保健領域において「けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。」ことをねらいとし「交通事故や身のまわりの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。」「けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。」を取り上げる。もちろん運動領域での安全に関する態度や「社会」での安全を守る諸活動や自然災害の防止等、「理科」での地震などによる土地の変化等、「生活」での安全で適切な行動等、「図画工作」「家庭」などでの用具の取扱いなど、安全に関連する内容等に関する指導を通じて安全についての知識や態度等を習得させることも重要である。
- 総合的な学習の時間においても、各学校の判断により、安全に関するテーマを取り上げることが可能であり、そのような時間を積極的に活用することが必要である。例えば、地域の災害、南海地震への備えなどについて課題を設定して学習を行うことなどが考えられる。
- 道徳の時間においては、生命の尊重をはじめとして、きまりの遵守、公德心、公共心など安全な生活を営むために必要な基本的な内容について指導することとなっている。
- 特別活動では、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。」ことが目標となっており、安全教育は、この目標に沿って学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事において取り扱われる。

②中学校

- 教科「保健体育」では、保健分野の「傷害の防止」において「傷害の防止について理解を深めることができるようにする。」ことをねらいとし「交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわり合って発生すること。」「交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。」「自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくことや安全に避難することによって防止できること。」「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。応急手当には、心肺蘇生等があること。」を取り上げる。もちろん、体育分野での安全に関する態度や「社会」での自然災害と防災を取り上げての自然環境の特色の理解等、「理科」での自然の恵みと災害を調べること等、「技術・家庭」などでの用具の取扱いなど、安全に関連する内容等に関する指導を通じて、安全についての知識、態度や技能を習得させることも重要である。
- 総合的な学習の時間においても、その趣旨に即した安全に関する素材を取り上げることが望ましい。例えば、地域の災害、南海地震への備えなどについて課題を設定

して学習を行うことなどが考えられる。

- 道徳の時間の指導においては、「主として自分自身に関すること」「主として他の人とのかかわりに関すること」「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」「主として集団とのかかわりに関すること」に関して、生命の尊重、遵法の精神や公德心、公共心など安全な生活を営むために必要な基本的な内容について指導することとしている。
- 特別活動では、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」ことが目標となっており、安全教育は、この目標に沿って学級活動、生徒会活動及び学校行事において取り扱われる。

③高等学校

- 教科「保健体育」における科目「保健」においては、「現代社会と健康」で交通安全と応急手当が内容となっている。交通安全では、「交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。」とあり、応急手当では「適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。」を取り上げる。もちろん科目「体育」等での用具の取り扱い、教科「理科」での地球がプレートの運動により変動してきたこと、教科「家庭」での安全な環境と生活に関する学習、科目「地学基礎」及び「地学」での地震と地殻変動のメカニズム等の指導を通じて、安全についての知識や態度等を習得させることも重要である。
- 総合的な学習の時間においても、その趣旨に即した安全に関する素材を取り上げることが望ましい。例えば、地域の災害や南海地震への備え、交通安全などについて課題を設定して学習を行うことなどが考えられる。
- 特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」ことが目標となっており、安全教育は、この目標に沿ってホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事において取り扱われる。

④特別支援学校

- 児童生徒等の安全に留意するためには、まず一人一人の障害の状態を適切に把握することが必要であり、それには、学級担任や養護教諭をはじめとして、児童生徒等に日常接する教職員の継続的な観察と情報交換が必要である。また、安全教育を効果的に進めるためには、関連教科並びに学級（ホームルーム）活動、自立活動にお

いてはもちろん、学校全体として、組織的、計画的な指導が必要であり、安全教育の指導体制を整備する中で、校内外の専門家との連携を図る体制づくりが必要である。

- 小学部・中学部では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則第2節第1の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、学校における教育活動全体を通じて行わなければならない。児童生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとし、児童生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることができるように十分配慮するとともに、遊具や物品、通学路の安全点検を十分に行うこと、学習活動における物品の扱い方に留意することが大切である。また、特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科「生活」で、児童生徒の生活に関連が深い内容について、「教師と一緒に健康で安全な生活をする。」「教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。」「健康や身体の変化に関心を持ち、健康で安全な生活をするように心がける。」などが示されている。実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」などが取り扱われる。「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導にあたっては、日常の実際的な生活の中で、危険な場所や状況を判断して近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導にあたっては、交通安全は日常の社会生活をするうえでの基本的な事項であり、直接、生命にかかわることなので、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、その状況に合わせて指導する必要がある。そのほか、教科「生活」では、避難訓練の重要性を知ること、教師等の指示に従って避難することなどを身に付け、災害時に適切な行動ができるようにすることなども取り扱う必要がある。
- 中学部教科「保健体育」では、「自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。」と示されており、指導にあたっては、事故を防止するために、生徒の安全に対する理解の程度や運動能力などを十分に考慮するとともに、事前の安全点検と環境の整備を十分に行い、器械・器具や施設の正しい扱い方と運動の方法についての指導に十分に時間をかけることが大切である。
- 高等部においても、特別支援学校高等部学習指導要領総則第2節第1款の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、高等学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならない。小学部・中学部同様に、生徒の実態に即して安全な学習環境を整え、安全に留意するものとし、生徒自身が安全な行動をとれるように、関連教科、道徳（知的障害のある生徒に対する教育を行う特別支援学校の場合）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

(4) 基本的指導事項の明確化

安全教育を通して児童生徒等に身に付けさせたい力と心を踏まえ、発達段階ごとに指導内容を「災害安全」「交通安全」「生活安全」それぞれについて体系化するとともに、各学校で指導すべき具体的な指導内容を、基本的指導事項として第2章以降の各章に明記している。

①指導内容と指導時期

各項目ごとに、「指導内容」と発達段階に応じて深めていく「基本的指導事項」を整理し、指導する時期の目安を示している。指導時期については、小学校低学年、中学年、高学年、中学校、高等学校の各段階に分けて記載しているが、児童生徒等の実態に応じて前の段階の内容を継続して指導することや、教科等の進度に合わせて指導時期を検討することなど、学校の状況に応じて実施することが大切である。

②展開例

具体的内容の指導時期に合わせて、小学校、中学校、高等学校の段階ごとに、指導事例を掲載している。これを参考に、各教科・領域、総合的な学習の時間等の中で、各学校の実情に合わせた安全教育を計画的に実施することが重要である。

③特別支援学校における指導

特別支援学校においては、小学校、中学校、高等学校の各段階における内容をもとに、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。また、小中学校における支援を要する児童生徒についても、次のことを考慮しながら、避難訓練等を通して繰り返し適切な指導が図られるよう学校全体で取り組むことが重要である。

その際、日頃のかかわりを通して児童生徒同士、教職員と児童生徒等の意思疎通を図り、災害発生時に適切な行動がとれるよう、意図的計画的な指導が必要である。

【障害のある児童生徒等への指導】

障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがあり、近年、児童生徒等の障害は重度・重複化、多様化してきている。安全な日常生活を送るために介助を必要とする児童生徒等から、職業的な自立を目指す生徒に至るまで、障害の状態に大きな差があることを理解しておくことが大切である。一人一人の課題を教職員間で共有し、安全教育の内容や進め方を個別に検討する必要がある。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等に対しても、幼稚園、小学校、中学校などを通じて、理解度や行動の特徴に応じて個別に安全指導の計画を作り、実施することが求められる。

障害のある児童生徒等が、自ら安全に行動するためには、冷静に考える力、前後の

事情を総合して物事をどうするのかを決める力を育てることや、話し言葉によるコミュニケーションに限らず、表情や身振り、手話や指文字、コンピュータなどの情報機器や文字カード・絵カードなどの道具を使ってコミュニケーションできる力のほか、一人一人のニーズに対応した技術や能力などの育成を図ることが必要であり、学校生活や社会生活の中で安全に行動できる態度を身に付けていくことが大切となる。

安全な生活を送るためには、様々な場面を想定し、危険に対する認知や、違いを見分けて区別する力、視覚・聴覚・触覚などの保有する感覚の活用を図るとともに、とっさの危険からの回避に必要な瞬発力など、身体的な能力を高めることや、危険に対して予測できる能力の育成を図り、地震や火災等の緊急災害時に冷静に判断して適切な行動がとれるようにすることが大切であり、自他の生命の尊重や安全に関する態度の育成を図ることが重要である。

また、緊急時における障害のある児童生徒等の避難経路や避難場所への誘導及び介助の方法などのマニュアルの作成と、緊急時に際して、自ら情報の発信や受信ができる力を身に付けさせることが必要不可欠である。

2 安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。

各学校においては、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒等の安全確保のために、家庭や地域社会との連携を図り、具体的な方策を講じる必要がある。

安全な環境を整える具体的な方策は、施設・設備等を改善するような物理的な環境整備や、児童生徒等の行動を規制するような人的あるいは社会的な環境整備などを多角的に考慮する必要がある。

ただし、安全管理のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒等が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒等の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

(1) 学校環境の安全管理

①安全点検の種類と方法

安全点検の対象や内容は多岐にわたり、また、学校環境は常に同じ状態にあるも

のではなく、季節や時間、自然災害等により大きく変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険が見過される可能性がある。

学校の施設及び設備等においては、学校保健安全法第 27 条及び学校保健安全法施行規則第 28 条において、毎学期 1 回以上は、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について安全点検を行わなければならないと定められている。安全点検は、児童生徒等の安全確保のための日頃の備えであり、災害安全、交通安全、生活安全の三領域全てにかかわってくる。また、異常がある場合は安全措置を講じなければならない。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1 回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する 施設・設備及び防火、 防災、防犯に関する設 備などについて	毎学期 1 回以上、幼 児、児童、生徒又は学 生が通常使用する施設 及び設備の異常の有無 について系統的に行わ なければならない (規則28条第 1 項)
	毎月 1 回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用 すると思われる校地、 運動場、教室、特別教 室、廊下、昇降口、ベ ランダ、階段、トイレ、 手洗い場、給食 室、屋上など	明確な規定はないが、 各学校の実情に応じ て、上記(規則28条第 1 項)に準じて行われ る例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸 会や文化祭、展覧会な どの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での 火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれの ある犯罪(侵入や放火 など)の発生時 など	必要に応じて点検項目 を設定	必要があるときは、臨 時に、安全点検を行う (規則28条第 2 項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く 活動を行うと思われる 箇所について	設備等について日常的 な点検を行い、環境の 安全の確保を図らなけ ればならない(規則29 条)

(2) 安全管理の対象

安全管理の対象や項目の設定は、学校種の違い、学校環境や地域の実情を考慮する必要がある。

①校舎内等

校舎内の管理の対象としては、教室、廊下・階段・昇降口・ベランダ、トイレ・水飲み場、屋上、特別教室、体育館等が考えられる。これらは児童生徒等の学校生活で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寄宿舎等についても校舎内の安全管理に準じて行う。

②校舎外等

校舎外の安全管理としては、運動場、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらは外部環境や一般の者との接点が多いものであることに注意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用方法や扱い方も重要であり、安全指導と合わせて行うことが重要である。

(3) 三領域における安全管理

①災害安全

自然災害等発生に備えた安全管理としては、地震・津波、火災などの災害発生時の避難に関する事項及び地震・津波への備えに関する事項等が考えられる。例えば、以下の項目についても十分配慮するとともに、避難場所となった場合を想定して、教育委員会等と十分協議したうえで、使用場所についての一応の優先順位や衛生管理にも配慮した安全管理を検討する。

- ・学校防災マニュアルの作成・点検
- ・緊急地震速報を受信した際の対応
- ・避難経路や防災施設等の環境整備
- ・非構造部材の安全点検
- ・避難器具の点検
- ・設備や器具等の転倒・落下防止
- ・発火しやすい薬品等の安全な保管
- ・校外関係機関との連絡体制・連絡機能の確保
- ・非常用物資の備蓄

一方、防災に関する施設や設備については、誤作動による怪我など、日常の安全性からの管理も必要である。防火扉、防火シャッターについては定期点検、取り扱いの注意等を徹底する必要がある。

②交通安全

児童生徒等が安全に登下校できるように、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、安全な通学路の設定と、指導を含めた通学路の安全管理を行う必要がある。

【通学路の安全管理】

通学路の安全確保には児童生徒等の行動が大きくかかわるので、児童生徒等の行動の自己管理が極めて重要となる。安全管理だけでなく計画的な安全指導が不可欠であり、両者を特に密接に関連付けることが重要である。

交通手段は校種によって異なり、特に中学校、高等学校の生徒の通学手段は徒歩に加えて自転車やバス、電車、場合によっては二輪車など多岐にわたることから、これらの実態を踏まえ、道路交通法等関連法規の遵守、車両の点検整備、乗車時の行動等、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が求められる。さらに学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし責任を持って児童生徒等の指導にあたることが重要である。

【通学路の設定と安全点検】

通学路の設定とその安全確保にあたっては、交通事情等を考慮するとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。

なお、児童生徒等の通学路が一人一人違うため、保護者が状況等を把握し、児童生徒等に安全確保のための指導を行うことも重要である。

さらに、通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、保護者や警察、地域の関係者等の協力も求めて、定期的な安全点検を行うなど対策を講じておく必要がある。

③生活安全（防犯を含む）

学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。また、危害を加える恐れのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。

【学校生活の安全管理】

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、自校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について全校教職員の共通理解を図る必要がある。安全管理の方法としては次の例が挙げられる。

- ・ 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握…（独）日本スポーツ振興センターの統計情報等の活用
- ・ 行動や場所の規制…具体的かつ明確な指示と指導の徹底
- ・ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握…心身の健康状態の把握と改善への働きかけ
- ・ 安全管理と安全指導との関連…危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識の形成との関連

【不審者侵入への対応】

○不審者の侵入など緊急時の体制

学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危険発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、管理職又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導や警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動することが必要である。

学校に不審者が侵入する恐れがある情報があった場合は、警察のパトロール等の実施など、関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法について対応方針の策定、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく必要がある。

○学校における不審者への緊急対応

学校における不審者への緊急対応として、三つのチェック、五つの対応が考えられる。

チェック 1 …◇不審者かどうかのチェック



対応 1 …◆正当な理由のない者には校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。

チェック 2 …◇退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加える恐れがないかどうかを速やかに判断する

◇凶器や不自然な持ち物を持っている、また暴力的な言動があるか



対応 2 …◆危害を加える恐れがあると判断した場合は別室に案内して児童生徒等から隔離する。

◆他の教職員の応援を得て速やかに「110 番」に通報する等の対応を迅速に行う。

◆危害を加える恐れがないと判断した場合は、再び丁寧に退去を求める。

対応 3 …◆隔離や暴力行為を抑止できない場合には児童生徒等の安全を守ることを第一に考える。

◆教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の職員が周りを取り囲むなどして移動を阻止する。

◆全校に周知して、児童生徒等に被害が発生したり、被害が拡大したりしないようにするため、児童生徒等を掌握して安全を守り避難誘導を行う。

◆教室等への侵入などの緊急性が低い場合や児童生徒等が移動することにより不審者と遭遇する恐れがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。

チェック 3…◇不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員に負傷者がいるかどうか把握する

↓

対応 4…◆負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車の要請など対応する。

◆救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。

◆全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、養護教諭を中心に児童生徒等の心のケアに着手する。

◆不審者が警察に確保されているか確認するとともに、被害者等の安全が確保されているか確認する。

対応 5…◆事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明等情報提供を行えるよう体制を整える。

◆事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。

【事件事故発生時の緊急連絡体制】

学校において事件・事故災害が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当には、迅速さや正確さが要求されるため、適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。また、AED（自動体外式除細動器）については、正常に使用可能な状態であることを日常的に確認するなど、適切な管理が必要である。加えて、全教職員が様々な状況や傷害等に対する応急手当の手順と技能を習得していることが求められる。

なお、応急手当が必要な事件・事故災害としては、単なる負傷だけでなく、暴力（生徒間、対教師、対物など）、侵入者による校内外での犯罪など幅広く想定すべきである。

また、学校における事件・事故災害発生時の対応については、教職員研修資料【学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（文部科学省：平成21-22年）】が配布されている。これらも活用し、教職員全員が共通理解しておくことが重要である。

【登下校時における緊急事態発生時の対応】

児童生徒等の通学途中で、事件・事故災害が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どんな事件・事故災害に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関係機関と連絡をとって、事件・事故災害に応じた対応がとれるようにする必要がある。その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。そのため、前もって

事件・事故災害発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。登下校時における緊急事態としては、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震等の自然災害等が想定される。

3 組織活動

近年、通学路における犯罪、学校への侵入者など学校の内外において、児童生徒等が犠牲となる事件・事故災害が発生している。また、交通事故や地震・風水害などの自然災害に巻き込まれる事故も引き続き生じている。児童生徒等の安全確保のために学校全体としての取組を一層進めていく必要がある。また、学校のみならず家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校生活を送れるように環境を整えていく必要がある。

(1) 校内の組織体制

学校安全の活動を推進するためには、「災害安全」「交通安全」「生活安全」の面から校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。

また、事件・事故災害や地震・津波等の自然災害発生時の危機管理については、管理職の指揮の下、学校全体で対応にあたる特別な体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。各学校においては、管理職が不在の場合も対応できるよう、管理職以外の指揮命令者をあらかじめ決めておくことや緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなどの必要な方策について、危機管理マニュアルとして定め教職員への周知を徹底しておくことが大切である。

(2) 教職員の共通理解と校内研修

教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に認識し、積極的に安全教育や安全管理にかかわり、事件・事故災害発生時には、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施する必要がある。

そのためには、学校安全の中核となる教職員等（学校安全担当等）が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、また、定期的に、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に情報共有する必要がある。

また、全ての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるため、各学校において、学校安全計画に校内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。

校内研修としては、次のような例があげられる。

- 事故統計、事故事例、安全点検の結果や（独）日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、各学校の安全に関する問題点、安全な環境の整備など具体的な解決策に関すること。

- 危機管理マニュアルに基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練。
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること。
- 心のケアなどに関すること。
- 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程上の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図ること。

(3) 保護者や地域関係機関・団体との連携

各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭が担うべきものは家庭が担うよう促していくなど、学校と家庭の役割について意思疎通を十分に図ることが必要である。児童生徒等の事件・事故災害は、学校内だけではなく、校外の生活で起こるものも少なくないことから、PTA活動を通じて、教職員と保護者が協力して取り組むことが重要である。

また、学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を、普段から深めておくことが大切である。東日本大震災では、地域の避難場所としての指定の有無にかかわらず、避難場所になった学校も多くあり、児童生徒等はもとより地域住民の命の拠り所となり、地域防災の拠点としての役割を果たした事例が伝えられている。このことから、防災のみならず、児童生徒等の安全を確保するためには、日頃から地域・関係機関との連携を密にしておくことが大切である。

(4) 「学校安全担当」の位置付けの明確化と役割

児童生徒等の安全確保のためには、日ごろから各学校の安全教育・安全管理・組織活動が円滑に行われるよう、「学校安全担当」を校務分掌の中で明確に位置付け、その役割を明確にしたうえで、実効性のある取組を行うことが不可欠である。

学校安全担当は、管理職の下、学校の安全教育計画（全体計画、年間指導計画）の策定や各種避難訓練及び各種教室の実施、また、校内研修の企画実施や危機管理マニュアル（防災、不審者対応、事故対応等）の作成・見直し、安全点検の実施など、以下に示した学校内の学校安全機能を整備する中心的な役割を担う。

①危機管理マニュアルの作成と見直し

危機管理マニュアルの作成は、児童生徒等の安全確保のための手段であり、それ自体が形式的な目的にならないよう、危機管理マニュアルを踏まえた意図的・具体的な取組が危機感をもって真剣になされることこそが重要である。

危機管理マニュアルは、地震、不審者侵入、事故など発生する災害の種別に応じて通常の校内活動時はもとより、運動会（体育祭）や音楽会、授業参観など不特定多数の来校者がある時、登下校時、校外での活動時など様々な場面を想定して、具

体的かつ機能的なものにする必要がある。

さらに、その実効性を高めるためには、避難訓練や防犯訓練等を繰り返し実施し、内容に不足はないか、支障となることはないか、教職員の役割分担は適切かなど、毎年見直しをしていくことが必要である。

②教職員の危機管理意識の向上と学校安全に関する校内体制の整備

学校安全の基盤は、教職員の危機管理意識である。それを前提に、校内安全組織等を中心に、実践的な研修や訓練等を充実していくことが重要である。

学校安全担当を中心とし、教職員一人一人が、安全確保のための努力を怠らず、緊急事態に備える意識（危機管理意識）を高め、全教職員により推進することが重要である。

特に安全点検については、問題意識（あらゆる事態を想定して）をもちつつ、定期的かつ着実に実施していくことが大切になる。

③児童生徒等への安全教育の充実

児童生徒等が危険を予測し、自ら回避できるようにするため、安全教育の一層の充実を図ることが必要である。そのためには、各種安全教室や避難訓練のみならず関係する教科・領域の授業においても指導し、児童生徒等の安全に対応する力の向上を図るよう、安全教育計画（全体計画、年間指導計画）に基づき意図的・計画的に実施することが重要である。

④教職員に対する研修の実施

教職員の意識の高揚及びその維持を図るうえで、学校安全担当者が中心となり、関係機関と連携し研修を実施していくことが効果的である。

県教育委員会では、毎年、「災害安全」については「防災教育研修会」を、「交通安全」「生活安全」については「安全教室推進講習会」を実施している。他にも関係機関による様々な研修が行われている。これらの研修内容が各学校で全教職員に情報共有されるような取組が必要である。

また、安全教育のみならず、児童生徒等の安全に関する様々な課題について、教職員全体で共通理解を図る校内研修を計画し、組織活動として学校安全計画に位置付けなければならない。その際、学校における事件・事故災害発生時の対応については下記の資料が非常に有効である。

【学校安全資料 DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」】

(文部科学省 平成 21-22 年)

この資料は、次の6つのテーマについて、基本的な知識や具体的な対処方法等が1テーマ15分程度の映像で説明されており、短時間で基本的な情報を得ることが可能である。

- ◆安全点検のポイント
- ◆できていますか？不審者対策
- ◆熱中症の予防
- ◆交通社会の一員として
- ◆自然災害から生徒を守る
- ◆AEDを用いた心肺蘇生法等応急手当



【小学校版】



【中・高等学校版】

⑤地域や関係機関との連携

P T Aによる組織的な活動（交通安全指導等）や、スクールガード・リーダー及びスクールガード等による校内や通学路の見守り活動等、地域の組織や関係機関と連携しながら児童生徒等の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

4 学校安全計画の策定

(1) 学校安全計画の位置付け

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。

学校保健安全法第27条では、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、教職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と規定されている。

学校安全計画の策定にあたっては、まず、各学校の学校安全にかかる取組の全体像を表す「全体計画」を作成し、そのうえで安全教育と安全管理の内容を統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として全教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

(2) 学校安全計画の具体的内容

①安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- イ 学年別・月別の安全指導の指導事項
 - ・学級（ホームルーム）活動における指導事項
（災害安全、交通安全、生活安全の内容についての題材名等）
 - ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
 - ・児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関する指導事項
 - ・課外における指導事項
 - ・個別指導に関する事項
- ウ その他必要な事項

②安全管理に関する事項

【生活安全】

- ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安

- 全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査
- エ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- オ その他必要な事項

【交通安全】

- ア 通学路の設定と安全点検
 - イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
 - ウ 自転車、二輪車等の使用に関するきまりの設定
 - エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
 - オ その他必要な事項
- ※通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。

【災害安全】

- ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- オ その他必要な事項

なお、事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の整備に関する事項」については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

③安全に関する組織活動

- ア 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項
- ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項
- エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- オ その他必要な事項

5 評価

（1）安全教育の評価

①評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をど

の程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていくうえで非常に重要である。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質や能力を身に付け、その結果として事件・事故災害の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが可能であり、また、そのことは大変重要である。特に、事故発生の主要因である行動と、それにかかわる諸要因について調べ、評価することは、安全教育の評価の基礎といえる。

例えば、安全に関する知識、態度等は、安全教育を評価するうえで重要かつ基本的な内容である。また、安全行動の実施状況を調べることも、直接事故防止につながるため、貴重な情報となる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味を持つ。そして評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善するうえで貴重な資料となる。

②安全教育年間指導計画の評価

安全教育の年間指導計画に盛り込まれたことが、適切に実施されたかどうかを評価することも不可欠である。内容や方法が適切であったか、指導体制が確立していたか、日程や時間に問題がなかったか、安全教育に関する活動の連携がとれていたかなどは、安全教育の評価項目として重要である。これらに問題があった場合には、計画に改善を加えて実施し、さらなる評価を行うことが必要である。

③評価の主な項目

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。それぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して評価をすすめていくことが重要である。

また、教職員や児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得た情報も貴重である。

安全教育の評価項目例としては、次のような項目があげられる。

【安全教育の評価項目（例）】

「生活安全」「交通安全」「災害安全」それぞれについて実施

- 日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止法について理解できたか。
- 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。
- 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

【安全教育年間指導計画の評価項目（例）】

- 全校的な指導体制が確立されているか。教職員間の連携がとれているか。
- 日程や時間、実施回数は適切であるか。
- 安全管理との連携がとれているか。
- 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- 指導の内容や方法に問題はないか。
- 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

（２）安全管理・組織活動の評価

①評価の意義と内容

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。

なお、評価結果を教職員全員にフィードバックすること、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かすことは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことにつながるもので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックリスト等を作成し、速やかに対応することが重要である。

また、様々な観点からの訓練を保護者や地域等と連携して実施し、その結果を踏まえてマニュアル等を見直すなど、安全管理を改善していくことが非常に重要である。

②評価の主な項目

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。安全管理・組織活動に関する評価項目例としては次のような項目があげられる。これらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

【学校環境の安全管理の評価項目（例）】

- 学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか。
- 安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか。
- 計画されたことが実行され、明確に記録されたか。
- 点検項目は適切であったか。
- 安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか。
- 全教職員の共通理解の下に実施されたか。
- 事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか。

【学校生活の安全管理の評価項目（例）】

- 児童生徒等の安全にかかわる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか。
- 様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか。
- 教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。
- 児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか。
- 学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか。

【不審者侵入防止に関する安全管理の評価項目（例）】

- 施設・設備の防犯対策は十分に行われたか。
- 防犯システムの点検は計画的に実施されたか。
- 学校施設の開放等はPTA等の協力により必要な対策がとられたか。
- 日常の安全確保のための対策はとられていたか。
- 関係諸機関との連携は十分とられていたか。

【登下校の安全管理の評価項目（例）】

- 通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか。
- 交通手段の違いによる安全確保はできているか。
- 利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか。
- 犯罪被害防止のための安全確保はできているか。
- 地域ぐるみで見守りの体制はできているか。

【事件・事故災害発生時の危機管理の評価項目（例）】

- 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか。
- 全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか。

- 校内での救急・緊急連絡体制はできているか。
- 校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか。
- 地震、津波、火災、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか。
- 地震、津波、火災、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか。

【教職員の役割と校内体制の評価項目（例）】

- 校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確にされているか。
- 学校安全に関する実施計画の策定、安全活動の企画・調整・評価について核となる教職員（学校安全担当）を校務分掌の中で明確にしているか。
- 突発的、緊急な対応を要する危機発生時には、管理職のリーダーシップの下、学校全体で対応にあたる体制をあらかじめ構築しているか。
- 管理職が不在の場合の指揮命令者を明確にしているか。
- 緊急時における必要な対策について、具体的な内容と実施体制を危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）として定め、教職員等に周知徹底されているか。
- 報道機関等への対応について、対応者や対応方法等を、予め校内で情報共有されているか。
- 教職員の共通理解を図るために、あらゆる機会を活用して、意図的に話し合いを行っているか。
- 教職員の安全に関する知識・技能を向上させるために、校内研修を行っているか。

【家庭、PTA、地域や関係機関との連携の評価項目（例）】

- 家庭訪問や各種会合（授業参観、保護者懇談会等）での情報交換・意見交換を行っているか。
- 学校便りや学年・学級通信等で学校安全について情報提供しているか。
- 通学路や遊び場等での巡回指導をPTAと連携して実施しているか。
- 通学路の安全点検を警察・道路管理者・教育委員会等と連携して実施しているか。
- 交通安全指導等をPTAと連携して実施しているか。
- 学校防災マニュアルを周知し、災害発生時の連絡体制や引渡し等について了解しているか。
- 警察等と連携して交通安全指導（交通安全教室）や防犯指導（防犯教室）等を実施しているか。
- 避難訓練を消防署や地域の自主防災組織等と連携して実施しているか。
- 登下校時の安全確保（見守り等）のために保護者や地域のボランティアと連携して登下校時の見守り等を組織しているか。